

コンクリート工学年次論文査読委員会規定

平成 2 年 8 月 23 日制定

平成 4 年 2 月 28 日改正

平成 11 年 10 月 27 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

(目 的)

第1条 この規定は、コンクリート工学年次大会委員会（以下、大会委員会という）の下に設けられたコンクリート工学年次論文査読委員会（以下、査読委員会という）の組織・運営および業務等について定める。

(組 織)

第2条 査読委員会は、学識経験者若干名をもって組織し、委員長を置く。

2. 委員長は、大会委員会が推薦し、理事会が決定する。
3. 査読委員会委員の任期は2年間とする。
4. 委員交替の時期はコンクリート工学年次大会終了後とし、原則として半数交替とする。

(運 営)

第3条 委員長は、必要の都度査読委員会を招集し、その運営にあたる。

(業 務)

第4条 査読委員会は、次の各号に関する事項を担当する。

- (1) コンクリート工学年次論文・報告の採否の決定
- (2) コンクリート工学年次論文集の編集

第5条 査読要領については、別に細則で定める。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は、大会委員会が発議し、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成2年8月23日から実施する。